

令和2年度第2回医師部会の委員意見

《大学院進学及び留学について》

- ・大学院の進学を認めるという選択肢を残しておき、その間義務年限は減らないようにすべき。大学院で勉強したことが、後々、臨床だけではなく、都の医療行政を担うことがあればその際に役に立つ可能性もある。
- ・医師としての初めの9年間だけを考えるのではなく、15年程度で9年間の義務を果たすようなイメージで選択肢を広げることで、研究や留学にも興味を持ち多様な能力を発揮できる人材を育成することが可能になるのではないか。
- ・公衆衛生部門を対象診療科に加えるという視点から、大学院進学を認めてもいいのではないか。その他の診療科についても自身の勤務地域では修練がどうしても困難と認められる場合に限って許可してもいいのでは。年数は「大学院進学、海外留学で通算4年」が妥当
- ・積極的に学位を取得できるような配慮は必要ないが、強い希望があれば可能でもあるという門戸は必要。海外留学も同様だが、臨床能力向上のための短期（6か月位まで）研修などでの出向は門戸を広げてよい。
- ・臨床医になってもらう人に大学院に行ってもらっては制度にはそぐわない。海外留学も臨床前提ならよいが、そうでない場合は、制度の趣旨に反するのではないか。大学院に関しても海外留学に関しても、全て駄目とは言わないが、都民に対する医療提供という制度の趣旨から考えれば厳しい。
- ・大学院4年で医学博士を取るのシビア。社会人大大学院と言っても、フルタイムスチューデントで4年中抜けしてしまう。それは現実的なのか。

《ライフプランとの両立について》

- ・9年という義務年限が必要なのは分かるが、女性医師にとってはライフイベントの点で非常に貴重な期間。子どもを一人出産すれば終わりかといったら必ずしもそうではない。高齢出産を奨励しているような制度になってほしくない。
- ・女性医師は、知識、スキルを高めるために、育児短時間制度を使ってでも、大体3か月ぐらいで早めに職場に復帰する方がほとんどなのではないか。子育て支援ができていて施設で働けるように配慮するとか、もう少し男性医師と公平性の観点で、齟齬がない制度になるといい。
- ・育児休業、介護休業に関しては、女性医師だけではなくて男性医師も取る可能性がある。女性医師が1年育休を取って、次の1年はパートナーが取ることを選択できるよう、都として責任を持って、医師が派遣された病院で支援策を実施してほしい。
- ・地域枠医師の家族や受け入れる医療機関に対しても、キャリア継続を支援するように働きかけることが重要
- ・育児・介護・病氣療養・災害などでの休職等については履行猶予期間を延長してよい。

見直しの方針

- 大学院進学・留学については、多様なキャリアの一つの選択肢とする。
- 育児・介護・病氣療養・災害などでの履行猶予期間については柔軟な取扱いをできるようにする。

医師キャリアと指定勤務の両立 「大学院進学・留学の実例」

A 大学・大学附属病院からの聞き取り

○大学院進学について

(医学部教務課からの聞き取り)

- ・本学で助教になるためには博士号が必須。将来的に残る意向の人には、大学院進学を推奨している。
- ・大学院進学者は、医師3～6年目の年次で入学する人が多いが、所属医局（科）による。
- ・本学の大学院では、座学は多くなく、基本的には論文を執筆し、指導を受け研究することがメイン。座学も録画視聴、レポート作成も可
- ・大学院での研究のみで、臨床に携わることがない人というのはほぼいない。
- ・医局によって、ベッドフリー（入院患者は診ない）にしてくれるなど、基本的には大学院進学者にはある程度の配慮が行われている。

(診療科聞き取り)

- ・大学院は全員に推奨。自院に限らず他の大きな病院で部長クラスになるには、学位が必要。できるだけ若いうちの進学を勧めている。
- ・大学院の流れとして、1年目は講義が多く、2、3、4年目は執筆がメイン。本院勤務時に大学院に通い始めることが多い。

○海外留学について

(医学部教務課からの聞き取り)

- ・大学院に進学し、在学中に留学する人というのはあまり多くない。医局の回しの中で海外に行くことはある。

(診療科聞き取り)

- ・基本は希望制。2019年は候補者はいたが結局行っていない。
- ・3か月以内であればビザがいらないので行きやすい。研究で3か月という行先候補があった。
- ・臨床では行く場合は、その国の試験に通る必要があるので大変（アシスタントの場合もあるが）

B 大学附属病院からの聞き取り

○大学院進学について（診療科聞き取り）

- ・診療科の人数の半分くらいが進学する。キャリアとして選択肢が広がる。将来センター長になるなどであれば博士号取得は望ましい。
- ・必須でなく、あくまで個人の選択。進学のタイミングは医師5、6、7年目が多い。
具体例としては、専門研修の最終年に研修をやりながら夜間に勉強する人や、専門研修が終わったタイミングで進学するケースなど

○海外留学について（診療科聞き取り）

- ・海外進学者は一定数いる。大学院進学者であれば、医師10年目前後、そうでない者であれば8、9年目など
- ・研究では大体1、2年くらいが多い。臨床では、2ヶ月～数年などまちまち。日本では外傷手術の件数が多いので、他国で経験を積むことがある。

C 大学附属病院からの聞き取り

○大学院進学について（診療科聞き取り）

- ・大学院進学者は少ない。進学は可能だが、今の当診療科では行っている人はいない。行って欲しいと思っている。

○海外留学について（診療科聞き取り）

- ・医師10年目～20年目が多い。数としては多くない3～4年に一人程度。他大学では件数が多いところもあるのではないかと。

医師キャリアと指定勤務の両立 「大学院進学・留学、ライフイベントの扱い①」

大学院進学・留学の扱い（案）

- 「大学院進学・留学」を指定勤務の要件を充足しない場合の返還猶予事由として認めてはどうか。
- 積極的に認めるというよりは、指定勤務の継続を前提としつつ、多様なキャリアのうちの一つの選択肢としてはどうか。
- 指定勤務による早期の政策効果発現と地域枠医師のキャリア上の選択肢のバランスの観点から、「大学院進学・留学」が可能な返還猶予期間の上限を、「1年」とする案1と「4年」とする案2から議論の上決定してはどうか。

案1 大学院・留学が可能な返還猶予上限を1年とする

- 指定勤務による早期の政策効果発現にウエイトを置いた案
- 短期の海外留学や指定勤務の要件を充足しない大学院在学期間等を含めた事由を問わない返還猶予を1年まで許容することとしてはどうか。
- 災害、疾病、育児、介護等に基づく通算3年間上限の履行猶予（育児・介護に基づくものは勤務先で承認されたもの）は、引き続き従来どおりの扱いとし、上記の事由を問わない1年の履行猶予と別個にカウントしてはどうか。

（勤務ローテーション例）

医師○年目	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	
現行	【例】 ○ 初期研修	専門研修プログラム		大学院(医師5年目に進学した場合)		指定勤務 (月16日以上、勤務時間は正規)		指定勤務	返還免除	指定期間終了後					
見直し案	【例1】 ○ 初期研修	専門研修プログラム		指定勤務 非該当	1年		指定勤務 (要件充足)		指定勤務	返還免除	指定期間終了後				
	【例2】 ○ 初期研修	専門研修プログラム		大学院			指定勤務(要件充足)		海外留学	1年	指定勤務	返還免除	指定期間終了後		
	【例3】 ○ 初期研修	専門研修プログラム		育児休業 1年	指定勤務	計3年		育児休業 2年	指定勤務	指定勤務 非該当	1年	別カウント	指定勤務 (要件充足)	返還免除	指定期間終了後
												大学院			

医師キャリアと指定勤務の両立 「大学院進学・留学、ライフイベントの扱い②」

案2 大学院・留学による返還猶予上限を4年とする

○地域枠医師のキャリアにおける選択の可能性にウェイトを置いた案

○返還猶予期間は、大学院在学期間に合わせて4年間を上限とし、大学院や留学と従来から認めている災害、疾病、育児、介護等に基づく返還債務の猶予（育児・介護に基づくものは勤務先で承認されたもの）と通算して4年間としてはどうか。

○ただし、災害、疾病、育児、介護等に基づく履行猶予の期間（育児・介護に基づくものは勤務先で承認されたもの）については、大学院・留学との前後関係を問わず、必要な期間を加算して返還猶予を承認してはどうか。

(勤務ローテーション例)

医師〇年目	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	
現行	【例】 ○ 初期研修	専門研修プログラム			指定勤務 (月16日以上、勤務時間は正規)			指定勤務	返還免除	指定期間終了後					
					大学院 (医師5年目に進学した場合)										
見直し案	【例1】 ○ 初期研修	専門研修プログラム			指定勤務非該当	1年		指定勤務 (要件充足)	指定勤務	返還免除	指定期間終了後				
					大学院										
					育児休業	指定勤務	4年		大学院	指定勤務	病氣休職	1年 加算	計6年	指定勤務	返還免除
見直し案	【例2】 ○ 初期研修	専門研修プログラム			指定勤務非該当	1年		指定勤務 (要件充足)	計2年	海外留学	1年	指定勤務	返還免除	指定期間終了後	
					大学院										

(他県の事例) 神奈川県：留学・大学院などは3年まで(医対協議で延長可)。災害・負傷・疾病・育児休業は期間制限なし
千葉県：4年まで(県外での研修、大学院、留学等、事由を問わない)。災害・病氣・出産・育児等での休業は4年間に加算

○また、履行猶予とは別に、勤務先制度で承認された時短勤務については、1日2時間までの範囲内であれば、指定勤務の要件を充足するものとして扱ってはどうか。